平成15年(行ケ)第546号 審決取消請求事件(平成16年11月8日口頭弁 論終結)

> 判 株式会社日立国際電気 訴訟代理人弁理士 船 津 暢 宏 阪 本 清 特許庁長官 孝 同 被 小川 洋 指定代理人 小 勝 広 林 佐 藤 同 秀友泰三文 野 茂 濱 同 (史男 高 橋 同 藤 伊 同

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。 事実及び理由

### 第1 請求

特許庁が不服2001-10953号事件について平成15年10月20日 にした審決を取り消す。

## 第2 当事者間に争いのない事実

1 特許庁における手続の経緯

原告は、平成8年7月1日、発明の名称を「携帯電話装置」とする特許出願 (特願平8-171526号、以下「本件特許出願」という。)をしたが、平成1 3年5月16日に拒絶の査定を受けたので、同年6月28日、これに対する不服の 審判の請求をし、同年7月27日付け手続補正書により本件特許出願の願書に添付 した明細書の特許請求の範囲の記載等について補正(以下「本件手続補正」とい う。)をした。

特許庁は、同請求を不服2001-10953号事件として審理した上、平成15年10月20日に本件手続補正を却下するとの決定(以下「補正却下決定」という。)をした上、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年11月12日、原告に送達された。

2 願書に添付した明細書(本件手続補正後のもの。以下「補正明細書」という。)の特許請求の範囲【請求項1】記載の発明(以下「本願補正発明」という。)の要旨(下線は補正部分)

表示部を備えた携帯電話装置において、通常複数のキー操作によって実現される機能を複数備え、

前記表示部に<u>は通信状態を表す画面が表示され</u>, 当該複数の機能に対応し, 当該機能を表現するアイコンを<u>前記画面上に</u>複数表示し, 入力部のキー操作により 前記表示されているアイコンの1つが選択されると, 前記選択されたアイコンの機 能を表現する文字列を表示し, 前記選択されたアイコンを確定する操作が為される と, 前記確定されたアイコンに対応する機能を実行することを特徴とする携帯電話 装置。

3 願書に添付した明細書(本件手続補正前のもの。以下「本願明細書」という。)の特許請求の範囲【請求項1】記載の発明(以下「本願発明」という。)の要旨

表示部を備えた携帯電話装置において、通常複数のキー操作によって実現される機能を複数備え、

前記表示部に、当該複数の機能に対応し、当該機能を表現するアイコンを複数表示し、入力部のキー操作により前記表示されているアイコンの1つが選択されると、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンを確定する操作が為されると、前記確定されたアイコンに対応する機能を実行することを特徴とする携帯電話装置。

#### 4 審決の理由

審決は、別添審決謄本写し記載のとおり、(1)①補正明細書の特許請求の範囲に記載された「通常複数のキー操作によって実現される機能」は、「通常」が技術的に何を意味するのか不明であり、「複数のキー操作によって実現される機能」がどのような「機能」を指すのか明確でないことから、本願補正発明は不明りょうであるところ、補正明細書の発明の詳細な説明を参酌しても、本願補正発明の「通常

複数のキー操作によって実現される機能」がどのような「機能」を指すのか明確で はなく、補正明細書の発明の詳細な説明は当業者が本願補正発明を実施をすること ができる程度に明確かつ十分に記載したものとはいえず、補正明細書及び図面の記 載は不備であり,特許法36条4項,6項に規定する要件を満たしていないから 本願補正発明は本件特許出願の際に独立して特許を受けることができない、②本願 補正発明は、本件特許出願前に頒布された刊行物である特開平8-125724号 公報(甲2,以下「刊行物1」といい、同記載の発明を「刊行物1発明」という。)及び特開平6-12209号公報(甲3,以下「刊行物2」という。)に記 載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、 同法29条2項の規定により、本件特許出願の際に独立して特許を受けることがで きないとし、本件手続補正は、同法17条の2第5項において準用する同法126 条4項の規定に違反するから、同法159条1項において準用する同法53条1項 の規定により却下すべきものであるとした上, (2)本願発明は, 本件特許出願前に頒 布された刊行物である特開平5-244241号公報(甲4,以下「刊行物3」と いう。) に記載された発明(以下「刊行物3発明」という。) 及び周知の技術に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、同法29条2項の 規定により特許を受けることができないとした。 原告主張の審決取消事由

審決は、補正明細書の記載について特許法36条所定の記載要件の充足性の判断を誤り(取消事由1)、かつ、本願補正発明の進歩性の判断を誤った(取消事由2)結果、本件手続補正を違法に却下し、また、仮に、本件手続補正の却下に違法がないとしても、本願発明と刊行物3発明との一致点の認定を誤り(取消事由3)、本願発明と刊行物3発明との相違点についての判断を誤った(取消事由4)ものであるから、違法として取り消されるべきである。

- 1 取消事由1(特許法36条所定の記載要件の充足性の判断の誤り)
- (1) 審決は、補正明細書の記載について、「特許請求の範囲に記載された『通常数のキー操作によって実現される機能』は、『通常』が技術的に何を意味するのか不明であり、それに加えて『複数のキー操作によって実現される機能』がどのような『機能』を指すのか明確でないことから、本願補正発明は不明りょうである。また、本願(注、補正明細書)の発明の詳細な説明を参酌しても、本願補正発明の『通常複数のキー操作によって実現される機能』がどのような『機能』を指すのか明確でないので、本願の発明の詳細な説明は当業者が本願補正発明を実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものとはいえない」(審決謄本3頁最終段落~4頁第1段落)としたが、誤りである。
- - 2 取消事由2(本願補正発明の進歩性の判断の誤り)
- (1) 対比の誤り 審決は、刊行物 1 発明のパーソナル通信装置を、「表示部を備えたセルラ 電話機において、機能を複数備え、表示部には通信状態を表す(Signal Strength画)

面) 画面が表示され、複数の機能に対応し、当該機能を表現するアイコンを画面上に複数表示し、前記表示されているアイコンの1つが選択されると、選択されたア イコンに対応する機能を実行するセルラ電話機」(審決謄本5頁第2段落)と認定 した。しかしながら、セルラ電話機として機能するのは、刊行物1(甲2)の【図 3】の「電話画面」においてのみであり、【図4】の「移動オフィス画面」では、 カレンダ、時計等の機能はあるものの、通信状態を表す画面はなく、携帯電話とし ファス・時間等の機能はめるものの、通信状態を表り関連はなく、携帯電話として利用できないから、これをセルラ電話機と認めることはできない。したがって、刊行物1の【図4】における移動オフィス画面のアイコンを引用して本願補正発明の携帯電話装置と対比することは、刊行物1発明のパーソナル通信装置をセルラ電話機として認定することを否定することになるため、誤りである。
(2) 相違点 a についての判断の誤り

審決は、本願補正発明と刊行物1発明との相違点 a として認定した。 「本願補正発明は,通常複数のキー操作によって実現される機能を複数備えている のに対して、刊行物1に記載された発明(注、刊行物1発明)は機能を複数備えて いるのものの、それが通常複数のキー操作によって実現される機能であるか否か明確でない点」(審決謄本6頁下から第2段落)について、①「本願補正発明の『通常複数のキー操作によって実現される機能』がどのような『機能』を意味するのか不明りょうである」(同7頁下から第3段落)、②「『通常複数のキー操作によって実現される機能』がどのような『機能』を意味するのかる。 て実現される機能』とは、『機能』キーの押下の後に、番号の入力、若しくはスク ロールキーの入力により機能選択される機能であると解され、一方、 『通常 複数のキー操作によって実現される機能』とは、『電話番号』、『時計設定』、『カレンダ表示』、『スケジュール』等の機能を指すと解することもできる」(同頁下から第2段落)とした上、③「刊行物1(注、甲2)の図4には、時計、カレンダ、スケジュール機能のアイコンの開示があり、これらのアイコンは、後者の解 釈における『通常複数のキー操作によって実現される機能』に該当するから、刊行 物1に記載された発明は、本願補正発明でいうところの『通常複数のキー操作によ ではない。また、前者の解釈を採用したとしても、通常複数のキー操作によって実現される機能』を複数備えているといえ、相違点aは実質的に相違するものではない。また、前者の解釈を採用したとしても、通常複数のキー操作によって実現される機能は、本願の明細書(注、補正明細書)において従来の技術として開示されているように周知の技術であるといえるから、通常複数のキー操作によって実現される機能を複数備えるようにすることは当業者であれば容易に想到し得ることである。 である」(同頁最終段落~8頁第2段落)と判断したが,誤りである。

上記①の点について,本願補正発明の「通常複数のキー操作によって実 現される機能」が,「機能」キー等の押下の後に機能選択される機能であり,不明 りょうではないこと、上記②の点について、「通常複数のキー操作によって実現さ れる機能を複数備え」の意味は、「機能」キーの押下の後に、番号入力又はスクロールキーの入力により機能選択される対象の機能(付加機能)のことであり、この 「付加機能」とは、補正明細書の記載から、「時計設定」、「電話番号」 「スケジュール」等の機能を指すことは、上記 1 (2) のとおりであり また、上記③の点について、刊行物1発明のパーソナル通信装置がセルラ電話機と して機能するのは、刊行物1(甲2)の【図3】の「電話画面」においてのみであ り、【図4】における移動オフィス画面のアイコンを引用して対比することが誤り であることは,上記(1)のとおりである。

(3) 相違点 b についての判断の誤り

審決は、本願補正発明と刊行物1発明との相違点 b として認定した。 「機能を表現するアイコンが表示される表示部に、本願補正発明では通信状態を表 す画面が表示されるのに対して、刊行物1に記載された発明(注、刊行物1発明) では、電話画面(図3)のときには表示部に通信状態を表す画面が表示されるもの の、例えば、移動オフィス画面のときには、表示部に通信状態を表す画面が表示さ れない点」(審決謄本6頁最終段落~7頁第1段落)について、「時計設定、カレ ンダ表示、スケジュール機能等の機能は、通信状態とは直接関係のない機能と考えられるから、当該機能を表現するアイコンを、通信状態を表す画面上に表示するこ とに格別の技術的意義があるとはいえない」(同8頁第3段落)と判断したが、誤 りである。

本願補正発明は,携帯電話装置であるから,その基本機能として,いつ どこでも、だれとでも、通話ができるものでなければならず、例えば、外出 の多い営業担当者の場合、顧客、上司から常に着信を受けられる状況を確認しつ つ、カレンダ、スケジュールの機能を利用できる利便性を備えるため、機能を表現 するアイコンを、通信状態を表す画面上に表示することに、格別の技術的意義がある。携帯電話装置の基本機能は、通話をすることであり、通話ができるか否かの確認は、必ず通信状態を表す画面においてされるものであって、時計設定、カレンダ 表示、スケジュール機能においても、着信を受けられるか否かを確認するために は、通信状態を表す画面が必要不可欠であり、携帯電話装置において、その小さな 画面上で、時計設定、カレンダ表示、スケジュール等の機能を利用するという場合 は、それら機能の利用と通信状態を表す画面とは、利用者にとって、切り離せないものである。刊行物1(甲2)の【図3】の画面表示例では、セルラ電話機として 「Quick Dial」, 「Phone Power」ボタン 必要な12個の数字ボタン等, ΓSend」, 等及び通信状態を示す部分を残したまま、その空きスペースに【図4】の 複数のアイコンを表示しようとすれば、すべてのアイコンを表示することは不可能 であり、すべてのアイコンをその空きスペースに表示しようとすれば、各アイコン を非常に小さなものにしなければならず、実用に耐えないことになる。特に 4】のアイコンは、アイコンとその下の文字列が一体のものであって、アイコンの機能をその文字列の内容で判断できるようになっているものであり、文字列を切り捨てて考えることはできず、上記少ない空きスペースに【図4】のアイコン及び文 字列を無理に表示した場合、アイコンは小さくなり、文字列は更に読めないくらい 小さくなって、実用的でない。刊行物 1 においては、必然的に「電話画面」と「移 動オフィス画面」とに分けて利用するようになっているのであり,セルラ電話機と しての【図3】の電話画面に、セルラ電話機に必要なボタン等及び通信状態を残し て、空きスペースに【図4】のアイコンを表示させるように組み合わせることが、 当業者の適宜し得た設計的事項であるということはできない。

(4) 相違点 c についての判断の誤り

ア 審決は、本願補正発明と刊行物 1 発明との相違点 c として認定した、「本願補正発明は、入力部のキー操作により表示されているアイコンの 1 つが選択されると、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、対応は、対応を実行するのに対して、刊行物 1 に記載された発明(注、刊行物 1 発明)は、のようになっていない点」(審決謄本 7 頁第 2 段落)について、「刊行物 2 (注、のようにな、入力部のキー操作により表示されているアイコンの 1 つが選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示し、前記選択されたアイコンの構定と表示し、前記選択された発明に適用すると、前記選択された発明に適用するととれて表現に表現して、本願補正発明の構成とすることである」(同 8 頁下から第 3 段落)と判断したが、誤りである。

刊行物 1 発明のパーソナル通信装置は、タッチパネルの表示画面を用い 【図3】の電話アイコン、移動オフィス・アイコン、矢印アイコン、 ているため、 疑問符のアイコンをタッチペンでタッチすると、直ちに機能が実行されるものであり、アイコンの機能を表現する文字列を表示するタイミングがないから、本願補正 発明における、アイコンを選択し、選択されたアイコンの機能を表現する文字列が 表示された後、アイコンを選択し、選択されたアイコンの機能を表現する文字列が表示された後、アイコンの確定を行うものとは、本質的に異なり、刊行物2に記載された技術と組み合わせることには、これを阻害する理由がある。アイコンを選択して文字列の表示を行わせるようにするのであれば、タッチパネルでアイコンを選択して数秒間文字列を表示した後、機能実行とすることが考えられるが、それで は、本願補正発明のように、アイコンを選択して文字列を表示させ、表示文字列を 確認し、誤っていた場合は、別のアイコンを選択して再度表示文字列を確認して確 機能を実行することができるものとは、明らかに構成を異にするものとな タッチパネルを備えた刊行物1においては、【図4】に図示されたように、 イコンの内容をあらかじめユーザに知らせるため、アイコンの下に文字列が既に表示される構成となっており、アイコンの下に、既に文字列が表示されているのであるから、更に文字列を表示するように、刊行物2に記載された技術を組み合わせることはできない。また、刊行物2の【図3】は、パーソフルコンピュータの画面であるから、また、刊行物2の【図3】は、パーソフルコマロロが あるから,アイコンが大きく表示され,そのアイコンの下に文字列が付され,それ とは別に、メッセージ行c1には、作業内容が表示されるものとなっており、アイ コンの下に表示される文字列とメッセージ行 c 1 に表示される文字列とは、 字サイズが同じであり、アイコンを選択したときに、メッセージ行 c 1 に表示され る作業内容は、アイコンの下に表示される文字列と同じサイズの文字で表示され

る。すなわち、刊行物2においては、パーソナルコンピュータの大きな表示画面を採用していることから、アイコンの下に表示される文字列よりも大きなサイズの文字で作業内容を表示させるなどということは、全く考慮されていないものであり、そのような技術的発想がないものである。

- 3 取消事由3 (本願発明と刊行物3発明との一致点の認定の誤り)
- (1) 審決は、本願発明と刊行物3発明との一致点として、「表示部を備えた携帯電話装置において、通常複数のキー操作によって実現される機能を複数備え、前記表示部に、当該複数の機能に対応し、当該機能を表現するアイコンを複数表示し、入力部のキー操作により前記表示されているアイコンの1つが選択され、選択されたアイコンを確定する操作が為されると、前記確定されたアイコンに対応する機能を実行する携帯電話装置」(審決謄本11頁下から第2段落)である点を認定したが、誤りである。
- (2) 刊行物3(甲4)において、ディスプレイに表示されるのは、「オフフック」、「リダイアル」、「オンフック」の「釦イメージ」であり、携帯電話機であれば一般的な周知の図柄であって、機能の説明を要しないものである。また、刊行物3のオフフック記号等は、通常は1回のキー操作で実現される機能であり、本願発明の「通常複数のキー操作によって実現される機能」に相当するものではない。
  - 4 取消事由4(本願発明と刊行物3発明との相違点についての判断の誤り)
- (1) 審決は、本願発明と刊行物3発明との相違点として認定した、「本願発明と刊行物3発明との相違点として認定した、「本願発明は、入力部のキー操作により表示されているアイコンの機能を表現する文字列を表示するのに対して、引用発明(注、刊行物3発明)は、そのような表示はない点」(審決謄本11頁最終日本12頁第1段落)について、「入力部のキー操作により表示されているアイコンの機能を表現する文字列を表示する文字列を表現する文字列を表現する文字列を表現する文字列を表現する文字列を表現する文字列を表現する文字列を表現を引用発明に適用することを阻害する格別の理由もないとより表示するようにが、関明を適用し、入力部のキー操作により表示するようにあると、前記選択されたアイコンの機能を表現するであれるアイコンの1つが選択されると、前記選択されたアイコンの機能を表現するである。

# 第4 被告の反論

審決の認定判断は正当であり、原告主張の取消事由はいずれも理由がない。 1 取消事由1 (特許法36条所定の記載要件の充足性の判断の誤り)について 補正明細書の特許請求の範囲からは、「通常」という用語が技術的に何を意 味するのか不明であり、また、発明の詳細な説明及び図面を参酌しても、「通常」 という用語について何ら説明されておらず、何を意味するのか不明である。したが って、「通常」のものと「通常」でないものとを区別することはできず、本願補正 発明の内容、ひいては本願補正発明の技術的範囲を確定することができない。

- 2 取消事由2(本願補正発明の進歩性の判断の誤り)について
  - (1) 対比の誤りについて

刊行物1(甲2)には、「発明の名称」にあるとおり、「パーソナル通信装置の表示画面上でテキストをマークする装置および方法」に関する発明が開示され、当該装置は、【図3】の「電話画面」が表示されているときばかりでなく、【図4】の「移動オフィス画面」が表示されているときも、パーソナル通信機、すなわち、セルラ電話機であるから、「電話画面」を表示しているときのみセルラ電話機であるとする原告の主張は、技術常識に反し、失当である。

(2) 相違点aについての判断の誤りについて

本願補正発明の「通常複数のキー操作によって実現される機能」がどのような「機能」を意味するのか不明りょうであることは、上記1のとおりであり、補正明細書及び図面の記載を参照すると複数の解釈が可能であると判断した審決に誤りはない。また、刊行物1発明のパーソナル通信装置がセルラ電話機として機能するのは、刊行物1(甲2)の【図3】の「電話画面」においてのみであるとの原告の主張が失当であることは、上記(1)のとおりである。

(3) 相違点 b についての判断の誤りについて

刊行物1(甲2)の【図3】,【図4】及び【図6】に記載されるように、画面上に何と何を組み合わせて表示するかは、当業者が適宜決定し得た設計事項であり、刊行物1に、「図3を参照すると・・・画面の下部のアイコン28に触れると、図4に示した移動オフィス画面が表示される」(段落【0011】~【0012】)と記載されるように、通信状態とは直接関係のない機能を表現するアイコンを通信状態を表す画面上に表示することは、当業者が適宜し得た事項であって、これを阻害する格別の理由もないから、通信状態とは直接関係のない機能を表現するアイコンを通信状態を表す画面上に表示することに、格別の技術的意義があるともいえない。

(4) 相違点 c についての判断の誤りについて

刊行物1(甲2)記載の「タッチパネル」も、本願補正発明において操作される「キー」も、押しボタンスイッチとしての機能は同じであるから、アに「ないまれた」である。本に機能が実行されるようにするかは、押しボタンスイタッチとれた時の動作をどのようなものとするかは、押しボタンスイタッがが出上のである。本願補正発明あるいは、アイコンを確定するものとするかは、中の大力の表示すると、アイコンの機能を表現する文字物1の技術であり、クグがお部とと、アイコンの機能を表現するで、共通のカーソナルとである。本願補正発明あるいは刊行物2の先帯電話とである。本願補正発明あるいは刊の大力の表示をであり、の記載によりに、中のであるに、共通のであるが、中のであるに、一、大利行物2(甲3)の記載に、本件特許出部の大力には、中であるに、本件特許出部のでは、中であるが、一、大利行物2(甲4)の記載に、中であるが、中であるが、大利行物2の引用に、本件特許出部のアイコーが、大利行物3(甲4)の記載択されたアイカに、対応する技術」を認定した、前記選択されたアイカを表現する文字列を表示し、前記選択されたアイカを表現する文字列を表示し、前記選択されたアイカを認定した。

3 取消事由3(本願発明と刊行物3発明との一致点の認定の誤り)についてオフラック記号等は、記号化された図形又は絵文字に該当し、アイコといきるから、刊行物3代間の引用箇所から「引用発展」を認る】、を認るように設けない。また、本願明細書(特許請求の範囲並びに段落【0014】、「0037】及び「0038】の記載につき甲8、その余の記載につき甲8、その余の記載につき甲8、その余の記載につき甲8、その余の記載につき甲8、その余の記載につきである。の記載につきである。に、対応するアイコンがである。である。である。であるの機能の説明を必ずるのである。であるのである。であるのでである。であるのである。であるのでである。であるのでである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのである。であるのであるのである。であるのである。であるに、対のであるのである。であるに、対のであるのである。であるに、対のであるのである。であるに、対のであるに対応する機能のである。であるに、対のであるに、対のであるのである。であるに、対のであるに対応する機能を実現するための通常のキー操作は、審決で引用したとおり、「カーソルキーをである。では、対しているに対している。では、対しているに対している。であるに対しているに対している。では、対しているに対している。では、対しているに対しているに対しているに対している。では、対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対している。では、対しているに対しないのに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないのに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しないのに対しているに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対し、対しに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しに対しているに対しないるに対しているに対しないるに対しているに対しているに対しないのはないのはないのはないののではないるにはないるにはないののではないるにはないののではないるのはないるにはないののではないるののではないるにはないるのはないるののではないののではないるのではないるのではないるののではないるにはないるののではないるのので

ー7を押下することにより、ディスプレイ4に表示されたオフフック記号の下にカーソルを移動させ、エンターキー8を押下する」のような複数のキー操作である。したがって、刊行物3に「通常複数のキー操作によって実現される機能」が記載されていると認定した審決に誤りはない。

4 取消事由4 (本願発明と刊行物3発明との相違点についての判断の誤り) について

1 取消事由2 (本願補正発明の進歩性の判断の誤り) について

(1) 対比の誤りについて

ア 原告は、刊行物 1 発明のパーソナル通信装置について、セルラ電話機として機能するのは、刊行物 1 (甲2) の【図3】の「電話画面」においてのみであ るから、刊行物1の【図4】における移動オフィス画面のアイコンを引用して本願 補正発明の携帯電話装置と対比することは、刊行物1発明のパーソナル通信装置を セルラ電話機として認定することを否定することになるため、これを「セルラ電話 機」(審決謄本5頁第2段落)と認定した審決は誤りであると主張する。 イ そこで、刊行物 1 (甲2) の記載をみると、刊行物 1 には、「前記の出願に開示されているように、1994年(注、平成6年)に I BMコーポレイショ ンから発表されたパーソナル通信装置SIMONは、パーソナル通信を容易にする多くの機能を含んでいる。図1と図2に示したように、SIMONパーソナル通信装置2の外観はセルラ電話に似ており、また実際にセルラ電話である。さらに、電 装直2の外観はセルブ電話に似ており、また美際にセルブ電話である。さらに、電子ページャでもある。さらにまた、ファクシミリの送受信ならびに電子メールの送受信が可能である。さらに、システム2中には、コンピュータ・ノート・パッド、住所録およびカレンダがすべて提供される」(段落【0003】)、「画面の下部のアイコン28に触れると、図4に示した移動オフィス画面が表示される。図から分かるように、装置2のデータ処理システムが使用できるいくつかの異なるアプリケーションがある。たとえば、装置2は、装置自体のカレンダとメモ帳ならびにファイラと住所録を有する。さらに、『メール』という名称のアイコンにより電子が ール操作が、また『ファックス』という名称のアイゴンによりファクシミリ操作が 可能である」(段落【OO12】)、「装置2が通信用のものであるため、テキス ト領域に表示された情報の特定の部分をマークできれば有用であろう。このテキストをマークできることは、電子メールおよび『メモ帳』の中にあるような他の種類 の書かれたメモには特に重要なものである。さらに、紙面に書き留める必要なしにメッセージから特定のテキストをキー入力できることが望ましい。本発明以前は、 ユーザが画面上に表示された電話番号に電話をかけたい場合、ユーザはまずその番 号を書き留める必要があった。その後ユーザは,電話画面に戻らなければならな い。その後で初めて、ユーザはその番号に電話をかけることができた。これは能率 が悪かった」(段落【〇〇2〇】)、「本発明では、ユーザは、所望のテキストを コピーする代わりに、別のアプリケーション用に画面上のテキストを直接マークす ることができる」(段落【0021】)、「マーク・モードの終りに、図9に示す

ように、マークされたテキストがポップアップ・ウィンドウ70に表示される。ポップアップ画面は、適切なテキストがマークされたという確認をユーザに提供する。ポップアップ画面70の他にも、画面上にいくつかの機能キーが現れる。様々な機能キーはそれぞれ、マークされたテキストに関して選ぶことのできるオプションを提供する。たとえば、ユーザが、Joe Smithの電話番号として正しいテキストがマークされたと判断した場合は、次に『ダイヤル』機能キー72を押すことにより、その番号に電話をかけるようシステムに指示することができる。・・・したがって、本発明では、何も書き留める必要なしに、ユーザは、単に所望の電話番号をマークし、次いで『ダイヤル』機能キーを押すことによって、何かに直接電話をかけることができる」(段落【0027】)との記載がある。

これらの記載によれば、刊行物1には、移動オフィス画面から選択されたメモ帳又は電子メールにおいて、「ダイヤル」機能により直接電話をかけることができることが開示されている。したがって、刊行物1発明は、「電話画面」以外においてもセルラ電話機として機能するものと認められるから、原告の上記主張は理由がない。

(2) 相違点aについての判断の誤りについて

原告は、相違点a、すなわち、「本願補正発明は、通常複数のキー操作 によって実現される機能を複数備えているのに対して、刊行物1に記載された発明 (注,刊行物1発明)は機能を複数備えているのものの、それが通常複数のキー操 作によって実現される機能であるか否か明確でない点」(審決謄本6頁下から第2 段落)について、審決がした、①「本願補正発明の『通常複数のキー操作によって実現される機能』がどのような『機能』を意味するのか不明りょうである」(同7頁下から第3段落)、②「『通常複数のキー操作によって実現される機能』とは、『機能』キーの押下の後に、番号の入力、若しくはスクロールキーの入力により機能のようなである。 『機能』ヤーの押下の後に、番号の人力、岩しくはスクロールヤーの人力により機能選択される機能であると解され、一方、・・・『通常複数のキー操作によって実現される機能』とは、『電話番号』、『時計設定』、『カレンダ表示』、『スケジュール』等の機能を指すと解することもできる」(同頁下から第2段落)、③「刊行物1(注、甲2)の図4には、時計、カレンダ、スケジュール機能のアイコンの開示があり、これらのアイコンは、後者の解釈における『通常複数のキー操作によって実現される機能』に該当するから、刊行物1に記載された発明は、本願補正発明でいるところの『通常複数のキー操作によって実現される機能』を複数使えているところの『通常複数のキー操作によって実現される機能』を複数使えているところの『通常複数のキー操作によって実現される機能』を複数使えてい 明でいうところの『通常複数のキー操作によって実現される機能』を複数備えてい るといえ,相違点aは実質的に相違するものではない。また,前者の解釈を採用し たとしても、通常複数のキー操作によって実現される機能は、本願の明細書(注, 補正明細書)において従来の技術として開示されているように周知の技術であると いえるから、通常複数のキー操作によって実現される機能を複数備えるようにする ことは当業者であれば容易に想到し得ることである」(同頁最終段落~8頁第2段落)との判断は、①本願補正発明の「通常複数のキー操作によって実現される機 能」が「機能」キー等の押下の後に機能選択される機能であり、 不明りょうではな く、②「通常複数のキー操作によって実現される機能を複数備え」の意味は、 能」キーの押下の後に、番号入力又はスクロールキーの入力により機能選択される対象の機能(付加機能)のことであり、この「付加機能」とは、補正明細書の記載から、「時計設定」、「電話番号」、「カレンダ表示」、「スケジュール」等の機能を指するできます。 能を指すものであり、③刊行物 1 発明のパーソナル通信装置がセルラ電話機として 機能するのは、刊行物1(甲2)の【図3】の「電話画面」においてのみであり 【図4】における移動オフィス画面のアイコンを引用して対比することが誤りであ るから,いずれも誤りであると主張する。

「イ」しかしながら、上記①、②の点については、原告主張のとおり、本願補正発明の「通常複数のキー操作によって実現される機能」が「機能」キー等の機能選択される機能であり、「通常複数のキー操作によって実現される機能」を複数備え」の意味は、「機能」キーの押下の後に、番号入力又はスクロールやの入力により機能選択される対象の機能(付加機能)のことであり、この「付表の人力により機能選択される対象の機能(付加機能)のことであり、この「付表でして、補正明細書の記載から、「時計設定」、「電話番号」、「カレンダ表の「スケジュール」等の機能を指すものであるとしても、刊行物1(甲2)れ、のアイコンは、「通常複数のキー操作によって実現される機能」にある。「通常複数のキー操作によって実現される機能」にある。「通常複数のキー操作によって実現される機能」を複数備えているということができ、相違点aは実質的に相違するものではないとを複数備えているということができ、相違点aは実質的に相違するものではないとを複数備えているということができ、相違点aは実質的に利うで表明は、「電

話画面」以外においてもセルラ電話機として機能するものと認められ、原告の主張に理由がないことは、上記(1)のとおりである。

したがって、審決の相違点 a についての判断に、原告主張の誤りはない。

(3) 相違点 b についての判断の誤りについて

イ しかしながら、刊行物1 (甲2)の【図3】,【図4】及び【図6】に記載されるように、限られた画面上に何を表示するかは、その必要性を勘案し、当業者が適宜取捨選択すべき技術的な設計事項であると認められる。そして、多機の携帯電話装置の場合、携帯電話装置本来の機能に密着した通信状態を表す画面と、追加機能を表現するアイコンとのどちらを重要視するかは、携帯電話装置の使用状況を考慮して決定すればよい事項にすぎないから、携帯電話装置本来の機能を再状況を考慮して決定すればよい事項にすぎないから、携帯電話装置本来の機能を表現して、付加機能を使用しようとするときにも常に通信状態を画面上に表示することは、当業者が適宜採用し得ることであり、格別の技術的意義があるとはいえないことも明らかである。

したがって,審決の相違点 b についての判断に,原告主張の誤りはな

(1)<sub>0</sub>

(4) 相違点 c についての判断の誤りについて

ア 原告は、刊行物 1 発明のパーソナル通信装置は、タッチパネルの表示画面を用いているため、【図3】の電話アイコン、移動オフィス・アイコン、矢印アイコン、疑問符のアイコンをタッチペンでタッチすると、直ちに機能が実行されるものであり、アイコンの機能を表現する文字列を表示するタイミングがないから、本願補正発明における、アイコンを選択し、選択されたアイコンの機能を表現する文字列が表示された後、アイコンの確定を行うものとは本質的に異なり、刊行物 2に記載された技術と組み合わせることには、これを阻害する理由があると主張する。

しかしながら、刊行物 1 (甲2) 記載の「タッチパネル」も、本願補正発明において操作される「キー」も、押しボタンスイッチとしての機能は同じであるから、アイコンを選択すると直ちに機能が実行されるようにするか、本願補正発明のように「選択されたアイコンを確定する操作」を必要とするかは、押しボタンスイッチが操作された時の動作をどのようなものとするかという設計上の差異であり、タッチパネルであることと、アイコンの機能を表現する文字列を表示するタイ

ミングがないこととは無関係である。したがって、原告の上記主張は失当である。 イ また、原告は、刊行物2においては、パーソナルコンピュータの大きな 表示画面を採用していることから、アイコンの下に表示される文字列よりも大きな サイズの文字で作業内容を表示させるなどということは全く考慮されていないもの であり、そのような技術的発想がないとも主張する。

しかしながら、文字をどのようなサイズで表示するかは、表示画面のサイズ等を考慮して、当業者が適宜選択することができる事項にすぎない上、本願補正発明は、文字のサイズについては何ら特定していないから、原告の上記主張は、本願補正発明の要旨に基づかないものであり、採用し得ない。

したがって,審決の相違点cについての判断に,原告主張の誤りはな い。

- (5) 以上検討したところによれば、本願補正発明は、刊行物 1 発明及び刊行物 2 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであり、原告の取消事由 2 の主張は理由がない。したがって、本願補正発明は、特許法 2 9 条 2 項に規定により、出願の際独立して特許を受けることができないものであるから、取消事由 1 (特許法 3 6 条所定の記載要件の充足性の判断の誤り)について判断するまでもなく、本件手続補正は、同法 1 7 条の 2 第 5 項において準用する同法 1 2 6 条 4 項の規定に違反するから、同法 1 5 9 条 1 項において準用する同法 5 3 条 1 項の規定により却下すべきものであるとした審決の結論に誤りはない。
- 2 取消事由3 (本願発明と刊行物3発明との一致点の認定の誤り) について (1) 原告は、刊行物3 (甲4) において、ディスプレイに表示されるのは、「オフフック」、「リダイアル」、「オンフック」の「釦イメージ」であり、携帯電話機であれば一般的な周知の図柄であって、機能の説明を要しないものであり、また、刊行物3のオフフック記号等は、通常は1回のキー操作で実現される機能であり、本願発明の「通常複数のキー操作によって実現される機能」に相当するものではないから、審決の本願発明と刊行物3発明との一致点の認定は誤りであると主張する。
- (2)しかしながら、本願明細書には、【発明が解決しようとする課題】とし て、「機能の内容を的確に表すアイコンの表示データを備え、機能選択実行時には、表示部に機能に対応したアイコンを表示して、カーソルによって選択されたアイコンの機能を実行するようにし、限られたスペースに多くの機能を分かりやすく 表示して、選択し易くする技術が考えられている」(段落【0010】)、「しか 上記の技術では、アイコンに不慣れな利用者は、所望の機能に対応する アイコンがどれなのかよくわからず、操作を誤ったり、所望の機能を実行するため に何度もアイコンを選択しなければならないことがあり、アイコンに不慣れな利用 者への配慮が十分ではなかった」(段落【0011】)、「本発明は上記実情に鑑 みて為されたもので、アイコン表示により多くの機能を分かりやすく表示し、更に、アイコンに不慣れな利用者でも、容易に機能を選択することができ、使い勝手を向上することができる携帯電話装置を提供することを目的とする」(段落【00 12】)との記載が、【発明の効果】として、「請求項1記載の発明によれば、・・選択されたアイコンに対応する文字のガイダンスを表示することによ り、アイコンに不慣れな利用者でも、文字のガイダンスを見て機能を選択することができ、機能の選択を容易にして使い勝手を向上させることができる効果がある」(段落【0037】)との記載があり、これらの記載によれば、アイコンの機能の 説明を必要とするか否かは、図柄が周知か否かではなく、利用者が当該アイコンに 慣れているか否かによるものというべきであるから、刊行物3(甲4)において、 ディスプレイに表示されるのは、「オフフック」、「リダイアル」、「オンフッ ク」のアイコンも携帯電話機を使い始めた者にとっては説明が必要であり、 を、機能の説明を要しないものということはできない。また、刊行物3の「ディスプレイ4にオフフック記号が表示されている場合は、カーソルキー7を押下するこ とにより、ディスプレイ4に表示されたオフブック記号の下にカーソルを移動させ、エンターキー8を押下することにより、入力した被呼者ダイヤル番号に発信す るよう指示するようにしてもよい。CPU12は、カーソルの表示位置がオフフッ ク記号であるときにエンターキー8の押下信号が発生されると,入力された被呼者 ダイヤル番号を送出する」(段落【0031】)との記載によれば,刊行物3発明 では、オフフック記号によるオフフック機能の選択は、カーソルキーフを押下する ことにより、ディスプレイ4に表示されたオフフック記号の下にカーソルを移動さ せ、エンターキー8を押下することにより行われ、この場合のオフフック機能は、

「通常複数のキー操作によって実現される機能」と認められるところ、本願発明は、「通常複数のキー操作によって実現される機能」を、「時計設定」のように具体的に限定しているものではなく、刊行物3に記載された発明のオフフック機能等を含むものである。

- (3) したがって、審決の本願発明と刊行物3発明との一致点の認定に原告主張の誤りはなく、原告の取消事由3の主張は、理由がない。
- 3 取消事由4(本願発明と刊行物3発明との相違点についての判断の誤り)について
- (1)原告は、刊行物4(甲5)は、パソコンや、UNIXシステム等のデータ処理システムの入力部であって、アイコン上にマウスカーソルが位置すると、コマンドの機能や内容を表すメッセージをステータスバーに表示するようになってあると主張する。しかしながら、刊行物4は、本願発明と刊行物3発明との相違にインの1つが選択されると、前記選択されたアイコンの機能を表現するなことを示する技術」(甲3)と共に、「入力部のキー操作により表示されているアインの1つが選択されると、前記選択されたアイコンの機能を表現する文字列を表示する技術」(審決謄本11頁第1段落、12頁第2段落)が周知であることを示する技術」(審決謄本11頁第1段落、12頁第2段落)が周知であることを示すとに、表決であるとするといいであるとする原告の主張は採用できない。
- (2) また、原告は、刊行物4についても、刊行物2(甲3)と同様、小さい画面の中で小さいアイコンが選択された場合に、そのアイコンを表現する文字列を見やすく表示するという技術的発想がないから、刊行物4のコンピュータの表示画面で用いられている技術を単に携帯電話機の画面に適用しても、小さいアイコンに対して小さい文字を表示するにとどまると主張する。しかしながら、文字をどのようなサイズで表示するかは、当業者が適宜選択することができる事項にすぎないというべきである上、本願発明も、本願補正発明同様、文字のサイズについては何ら特定していないから、原告の上記主張は、本願発明の要旨に基づかないものであり、採用し得ない。
- (3) さらに、原告は、刊行物3(甲4)の「釦イメージ」は、携帯電話機であれば一般的な周知の図柄であって、機能の説明を要しないものであると主張するが、刊行物3においてディスプレイに表示される「オフフック」、「リダイアル」、「オンフック」のアイコンも、機能の説明を要しないものということはできないことは、上記2(2)のとおりである。
- (4) 加えて、原告は、刊行物3の発明の目的は、携帯電話機の小型化にあり 説明を要しない「釦イメージ」にその機能を表現する文字列を表示させるには、表 示部に機能を表現する文字列を表示させる付加的なスペースを設ける必要があり 刊行物3の発明の目的に反するから、刊行物2、4の周知技術と組み合わせることには、これを阻害する理由があり、さらに、「釦イメージ」のオフフックボタン等で実現される機能は、本願発明の「通常複数のキー操作によって実現される機能」 ではなく、本願発明のように「電話番号」、「時計設定」、「カレンダ表示」 「スケジュール」等の機能を、表示されたアイコンの機能を表現する文字列を参照 して実行するような利便性を備える効果がないから、刊行物3発明と周知技術を組 み合わせることは、当業者が容易に想到し得ることではないとも主張する。しかしながら、刊行物3の「【作用】例えば、12個のダイヤル釦(0~9, \*, #)を少なくとも有する場合を考えると、ダイヤル釦イメージをディスプレイに1度に表 示する場合は、少なくとも12個のキースイッチを本体から削除可能となる。ただし、12個のキースイッチの代わりに、モードキー、カーソルキー、エンターキー が必要となるので、差引き9個分のキースペースが削減できる」(段落【001 5】)との記載によれば、刊行物3発明は、代替が可能となったスペースを削除することにより小型化を図るものであるところ、「オフフック」、「リダイアル」、「オンフック」のアイコンも、機能の説明を要しないものということはできないことは上記のとおりであるから、説明を表示するための、代替のできないスペースをといるというにより、10円4世紀である。10円4世紀では、10円4世紀である。10円4世紀では、10円4世紀である。10円4世紀では、10円4世紀である。10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀代は、10円4世紀では、10円4世紀には、10円4世紀代は、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4年紀代は、10円4世紀では、10円4世紀代は、10円4世紀では、10円4世紀では、10円4世紀には、10円4世紀代は、10円4世紀ののでは、10円4世紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、10円4年紀代は、1 確保しておくことは、刊行物3の目的に反することはなく、刊行物2、4の周知技 術と組み合わせることに阻害する理由があるとまでは認められない。また、刊行物 3発明の「オフフック機能」は、「通常複数のキー操作によって実現される機能」 と認められ、本願発明は、刊行物3に記載された発明の「オフフック機能」等を含 むものであることは上記2(2)のとおりであるところ、表示されたアイコンの機能を

表現する文字列を参照して、その機能を実行することによる利便性は、刊行物2及び刊行物4に開示される周知の技術が本来有する効果であるから、この周知の技術を採用することで必然的にもたらされるものであることは明らかである。

(5) したがって、審決の本願発明と刊行物3発明との相違点についての判断に原告主張の誤りはなく、原告の取消事由4の主張も、理由がない。

4 以上のとおり、原告主張の取消事由はいずれも理由がなく、他に審決を取り

消すべき瑕疵は見当たらない。 よって、原告の請求は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

## 東京高等裁判所知的財産第2部

美	勝	原	篠	裁判長裁判官
岳		本	岡	裁判官
貴	尚	田	早	裁判官